



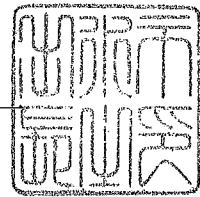
出水市告示第37号

令和6年能登半島地震による市税の申告等の期限の延長について

出水市税条例（平成18年出水市条例第65号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和6年3月13日

出水市長 椎木 伸



指定地域

石川県及び富山県